

令和6年7月10日付 直監告示第6号により公表した監査の結果について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、直方市長から次のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和6年8月2日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

上下水道・環境部 下水道課 定期監査指摘事項措置状況報告

	指摘の内容	監査委員意見	講じた措置	完了（予定）時期
財務事務について	(1)下水道事業受益者負担金の未収金について 下水道事業受益者負担金の徴収事務において、未納分の事務処理で、督促状、催告書及び未納分納付書発送後に時効期間に到達をしたことのみを理由として不能欠損処理が行われている例が散見された。	直方市債権管理条例第8条では、債権管理者は強制徴収公債権について、法令の規定により、滞納処分を行わなければならないとされている。 受益者負担の公平性という面において広域下水道事業への理解や信頼を損なうことに繋がることから、未収金の回収に関しては時効期間に到達したことのみを理由とした不能欠損処理を安易に行うことなく、滞納者や相続権者など下水道に係る権利者の資産状況や支払い能力の調査を厳に行い、差し押さえ等の適正な滞納処分の検討・実施を行うこととされたい。	ご指摘のとおり、下水道事業受益者負担金の徴収事務において、未納分の事務処理で、督促状、催告書及び未納分納付書発送後に時効期間に到達をしたことによる不能欠損処理が多かったため、今後は、都市計画法第75条第5項の規定に基づき、滞納対策に積極的に取り組みます。具体的には、まず、自主納付を促すよう電話催告を強化し、納付がない場合は納付誓約書や分納誓約書等で計画納付を実施し、安易に不納欠損を行うことがないようにいたします。	令和6年7月末
	(2)予定価格における専決区分について 「直方市雨水管理総合計画（その2）策定業務委託」において、直方市事務代決及び専決規則の別表第1（契約関係、予定価格の決定及び契約締結）の専決区分の適用に誤りがある。	規則に基づいた適正な事務処理をされたい。	ご指摘のとおり、直方市雨水管理総合計画（その2）策定業務委託において、決裁区分の適用に誤りがあったため、今後は直方市事務代決及び専決規則の規定に基づき、規則に基づいた適正な事務処理を行います。	令和6年7月末